○探偵業事務取扱要綱の制定について（通達）

平成２０年１２月１９日

福岡県警察本部内訓第５８号

改正　平成２４年７月６日本部内訓第１９号

平成２７年３月６日本部内訓第６号

平成２８年３月２９日本部内訓第２２号

平成２９年２月９日本部内訓第２号

令和元年１２月１３日本部内訓第３７号

この度、探偵業事務取扱要綱を制定し、平成２１年１月１日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

第１　趣旨

この内訓は、探偵業に関する届出、申請、返納、行政処分等の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第２　準拠

探偵業に関する事務の取扱いについては、次に掲げる法令（条例を含む。）その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

１　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成１８年法律第６０号。以下「法」という。）

２　探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成１９年内閣府令第１９号。以下「施行規則」という。）

３　福岡県警察関係手数料条例（平成１２年福岡県条例第４８号）

第３　定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

１　開始届出　法第４条第１項の規定により探偵業を営もうとする者が届出書の提出により行う届出をいう。

２　廃止届出　開始届出をした者が法第４条第２項の規定により探偵業を廃止したときに届出書の提出により行う届出をいう。

３　変更届出　開始届出をした者が法第４条第２項の規定により同条第１項各号に掲げる事項に変更があったときに届出書の提出により行う届出をいう。

４　再交付申請　施行規則第４条第２項に規定する探偵業届出証明書再交付申請書（施行規則別記様式第５号。以下「再交付申請書」という。）の提出により行う申請をいう。

５　返納　施行規則第４条第３項及び第４項の規定による探偵業届出証明書（施行規則別記様式第４号。以下「届出証明書」という。）の返納をいう。

第４　探偵業の届出等に関する事務

１　開始届出

（１）　受理

警察署長（以下「署長」という。）は、開始届出を受理するときは、探偵業開始届出確認票（様式第１号）を活用して、探偵業開始届出書（施行規則別記様式第１号）の記載漏れ及び添付書類の有無を確認し、所定の手数料を福岡県領収証紙条例（昭和３９年福岡県条例第４８号）第１条に規定する証紙（以下「証紙」という。）により納付させ、探偵業届出等受理・手数料徴収簿（様式第２号。以下「探偵業受理・徴収簿」という。）に必要事項を記載の上、これを受理するものとする。

（２）　受理番号等の指定

署長は、開始届出を受理したときは、生活安全部生活保安課長（以下「生活保安課長」という。）に電話連絡して受理番号及び届出証明書の番号（以下これらを「受理番号等」という。）の指定を受けるものとする。

（３）　届出証明書の作成及び交付

署長は、受理番号等の指定を受けたときは、速やかに届出証明書を作成の上、原則として開始届出を受理した日又はその翌日（その日が県の休日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第２３号）第１条第１項に規定する県の休日をいう。以下この（３）において同じ。）に当たるときは、その翌日以降の県の休日に当たらない日のうち、直近の日。以下同じ。）に届出証明書を交付するとともに、受領書（様式第３号）を徴するものとする。

（４）　探偵業管理票の作成

署長は、営業所ごとに探偵業管理票（様式第４号）を作成するものとする。

２　廃止届出

（１）　受理

署長は、廃止届出を受理するときは、当該廃止届出に係る届出証明書の提出を求めた上、探偵業廃止届出書（施行規則別記様式第２号）の記載漏れを確認し、探偵業受理・徴収簿に必要事項を記載の上、これを受理するものとする。

（２）　受理番号の指定

署長は、廃止届出を受理したときは、生活保安課長に電話連絡して受理番号の指定を受

けるものとする。

３　変更届出

（１）　受理

署長は、変更届出を受理するときは、当該変更届出に係る届出証明書の提出を求めた上、探偵業変更届出確認票（様式第５号）を活用して、探偵業変更届出書（施行規則別記様式第３号）の記載漏れ及び添付書類の有無を確認し、所定の手数料を証紙により納付させ、探偵業受理・徴収簿に必要事項を記載の上、これを受理するものとする。

（２）　受理番号等の指定

署長は、変更届出を受理したときは、生活保安課長に電話連絡して受理番号等の指定を受けるものとする。

（３）　届出証明書の作成及び交付

署長は、受理番号等の指定を受けたときは、速やかに届出証明書を作成の上、原則として変更届出を受理した日又はその翌日に届出証明書を交付するとともに、受領書を徴するものとする。

（４）　営業所の所在地に係る変更届出

署長は、営業所の所在地に係る変更届出については、次により行うものとする。

ア　福岡県外に所在地を変更する場合

廃止届出を受理し、変更後の営業所が所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会に対して開始届出を行うよう教示すること。

イ　福岡県内において営業所の所在地を他の警察署の管轄区域内に変更する場合で、営業所として実質的に同一性が認められるとき（業務の内容及び役員は、変更前と同じで、従業者に若干の変更が生じたにすぎない場合等をいう。以下この（４）において同じ。）

変更後の営業所の所在地を管轄する警察署に変更届出を行うように教示するとともに、当該警察署の担当者に変更届出がある旨を連絡した上、関係書類を送付すること。

ウ　福岡県内において営業所の所在地を他の警察署の管轄区域内に変更する場合で、営業所として実質的に同一性が認められるとき以外のとき

廃止届出を受理し、変更後の営業所の所在地を管轄する警察署に開始届出を行うよう教示するとともに、当該警察署の担当者に開始届出がある旨を連絡すること。

エ　警察署の管轄区域内において営業所の所在地を変更する場合

営業所として実質的に同一性が認められるときは変更届出を受理し、営業所として実質的に同一性が認められないときは廃止届出を受理した後、開始届出を受理すること。

4　再交付申請

（1）　受理

署長は、再交付申請を受理するときは、再交付申請書の記載漏れを確認し、所定の手数料を証紙により納付させ、探偵業受理・徴収簿に必要事項を記載の上、これを受理するものとする。

（2）　受理番号の指定

署長は、再交付申請を受理したときは、生活保安課長に電話連絡して受理番号の指定を受けるものとする。

（3）　届出証明書の作成及び交付

署長は、受理番号の指定を受けたときは、速やかに届出証明書（番号は、再交付申請の原因となった届出証明書と同じ番号を指定するものとする。）を作成の上、原則として再交付申請を受理した日又はその翌日に届出証明書を交付するとともに、受領書を徴するものとする。

5　返納

（1）　受理

署長は、返納を受理するときは、探偵業届出証明書返納届出書（様式第６号。以下「返納届出書」という。）及び当該返納に係る探偵業についての届出証明書の提出を求めた上、返納届出書の記載漏れを確認し、探偵業受理・徴収簿に必要事項を記載の上、これを受理するものとする。

（2）　受理番号の指定

署長は、返納を受理したときは、生活保安課長に電話連絡して受理番号の指定を受けるものとする。

6　送付

（1）　署長の措置

署長は、届出等に関する事務を行ったときは、決裁書類の写し及び交付した届出証明書の写しを探偵業関係届出書類等送付書（様式第７号）に添付した上、生活保安課長に送付するものとする。

（2）　生活保安課長の措置

生活保安課長は、送付を受けた決裁書類の写し及び届出証明書の写しについて、探偵業管理票を作成の上、整理するものとする。

（平２７本部内訓６・本項一部改正）

第５　欠格事由の有無の審査要領

生活保安課長及び署長（以下「署長等」という。）は、開始届出又は変更届出（新たに役員が就任した場合の変更届出に限る。）を受理し、届出証明書を交付した後は、速やかに次により法第３条各号に規定する欠格事由の審査を行うものとする。

１　法第３条第１号関係

署長は、法第３条第１号の該当の有無については、原則として、施行規則第２条第３項第１号ハに規定する市町村（特別区を含む。）の長の証明書により判断すること。

２　法第３条第２号関係

署長は、法第３条第２号の該当の有無については、原則として、次の区分により調査を行い判断すること。

（１）　探偵業を営もうとする者が日本人の場合

本籍地の市町村（特別区を含む。）の長に対して、身上調査照会書（様式第８号）により照会を行い、身上調査回答書（様式第９号）により回答を求めること。

（２）　探偵業を営もうとする者が外国人の場合

昭和以後の出生者にあっては福岡地方検察庁に、大正以前の出生者にあっては東京地方検察庁に対して、探偵業を営む者に係る欠格事由に関する調査について（照会）（様式第１０号）により照会を行い、探偵業を営む者に係る欠格事由に関する調査について（回答）（様式第１１号）により回答を求めること。

３　法第３条第３号関係

生活保安課長は、法第３条第３号の該当の有無については、部内資料により判断すること。

４　法第３条第４号関係

生活保安課長は、法第３条第４号の該当の有無については、関係所属長に対する照会を行い判断すること。

５　法第３条第５号関係

署長等は、法第３条第５号の該当の有無については、原則として、施行規則第２条第３項第１号ロに掲げる書類により判断すること。

６　法第３条第６号関係

署長等は、法第３条第６号の該当の有無については、原則として、施行規則第２条第３項第１号イ及びニに掲げる書類により、営業の許可等を確認するとともに、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者については、その法定代理人の欠格事由の該当の有無を１から５までに規定する要領で判断すること。

7　法第３条第７号関係

署長等は、法第３条第７号の該当の有無については、原則として、施行規則第２条第３項第２号ロに掲げる書類により、法人のすべての役員の欠格事由の該当の有無を１から５までに規定する要領で判断すること。

（平２７本部内訓６・令元本部内訓３７・本項一部改正）

第６　報告又は資料の提出の要求

1　報告・資料提出要求書の交付等

（1）　報告・資料提出要求書の交付

署長等は、法第１３条第１項の規定により探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求める場合は、報告・資料提出要求書（様式第１２号）を交付して行うものとする。

（2）　受領書の提出要求

署長等は、報告・資料提出要求書を交付したときは、受領書を徴するものとする。

2　報告・資料提出書の受領

署長等は、報告又は資料の提出を受けるに当たっては、当該探偵業者から報告・資料提出書（様式第１３号）を徴するものとする。この場合において、資料の提出を受ける場合は、相手方にその返還の要否を確認し、返還を要する資料については、できる限り速やかに返還しなければならない。

3　結果報告

署長は、報告又は資料の提出を求め、報告・資料提出書を徴したときは、速やかに、生活保安課長に対し報告するものとする。

（平２７本部内訓６・本項一部改正）

第７　立入検査

1　立入検査の年間実施計画の策定

署長は、管轄区域内の探偵業者の営業所への立入検査の年間実施計画を策定するものとする。

2　立入実施者

（1）　立入実施者の指名

署長等は、探偵業の事務を担当する職員等のうち立入検査に必要と認める職員を立入実施者に指名しなければならない。

（2）　身分証明書の交付

生活保安課長は、立入実施者に指名した職員に対して身分証明書（様式第１４号）を交付するとともに、探偵業身分証明書交付簿（様式第１５号）に必要事項を記載するものとする。この場合において、署長等は、探偵業身分証明書管理簿（様式第１６号）に必要事項を記載するものとする。

３　立入検査の実施時期

立入検査は、１で策定した年間実施計画に基づき実施するもののほか、次の場合において実施するものとする。

（１）　行政処分実施後において、その履行状況を確認する場合

（２）　報告要求に応じない場合

（３）　営業に関する苦情がある場合

（４）　営業に関する違反の疑いがある場合

（５）　その他特に必要と認められる場合

４　結果報告

署長は、立入検査を実施した場合は、別に定めがあるときのほか、速やかに生活保安課長に報告するものとする。

（平２７本部内訓６・本項一部改正）

第８　行政処分

１　調査及び上申

署長は、法第１４条の規定による指示又は法第１５条の規定による営業の停止等の行政処分が必要と認められるときは、探偵業行政処分上申管理簿（様式第１７号）に必要事項を記載し、探偵業行政処分上申書（様式第１８号）に関係書類を添えて生活保安課長を経由の上、福岡県公安委員会に上申するものとする。

２　審査

生活保安課長は、１の上申があったときは、探偵業行政処分該当事案管理簿（様式第１９号）に必要事項を記載し、上申書類等により審査を行うものとする。この場合において、審査のため必要があるときは、上申した署長に補充調査を依頼するものとする。

３　弁明の機会の付与

（１）　弁明通知書の交付

署長等は、行政処分をするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２６号。以下「聴聞等規則」という。）で定められた手続に従い、行政処分の名あて人となるべき者に対し弁明通知書（聴聞等規則別記様式第１６号）を交

付するものとする。

（２）　受領書の提出要求

署長は、弁明通知書を行政処分の名あて人となるべき者に交付したときは、受領書を徴するものとする。

４　指示書等の交付等

（１）　指示書等の交付

生活保安課長は、弁明の機会の付与の手続を経た後、行政処分の決定を受けたときは、上申した署長を経由の上、指示書（様式第２０号）、営業停止命令書（様式第２１号）又は営業廃止命令書（様式第２２号）を行政処分の名あて人に交付するものとする。

（２）　受領書の提出要求

署長は、指示書、営業停止命令書又は営業廃止命令書を行政処分の名あて人に交付したときは、受領書を徴するものとする。

（平２７本部内訓６・本項一部改正）

第９　届出証明書の管理

１　受払い

署長は、探偵業届出証明書受払簿（様式第２３号）を備え付け、届出証明書の受払いの状況を確認しなければならない。

２　保管

（１）　保管責任者の指定

警察署の探偵業の事務を担当する警部の階級にある者を届出証明書（交付前のものに限る。）の保管責任者に指定するものとする。

（２）　保管責任者の責務

保管責任者は、届出証明書（交付前のものに限る。）を施錠設備のある共用ロッカー等に保管し、紛失等の防止に努めなければならない。

第１０　身分証明書の管理

１　管理

（１）　身分証明書の保管

身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を携帯しないときは、施錠設備のあるロッカー等に保管し、紛失等の防止に努めなければならない。

（２）　紛失等の場合の報告

身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、滅失し、又は汚損したときは、

速やかに署長等に報告しなければならない。

（３）　身分証明書の返納

身分証明書の交付を受けた者は、異動等の理由により立入実施者でなくなったときは、速やかに生活保安課長に対し、身分証明書を返納しなければならない。

２　返納時の措置

（１）　署長の措置

署長は、身分証明書の交付を受けた者から身分証明書の返納を受けたときは、生活保安課長に送付し、探偵業身分証明書管理簿に必要事項を記載するものとする。

（２）　生活保安課長の措置

生活保安課長は、身分証明書の交付を受けた者から身分証明書の返納を受けたときは、探偵業身分証明書管理簿に必要事項を記載するものとする。

（３）　廃棄

生活保安課長は、（１）により身分証明書の送付を受けたとき又は（２）により身分証明書の返納を受けたときは、当該身分証明書を裁断により廃棄し、探偵業身分証明書交付簿に必要事項を記載するものとする。

（平２７本部内訓６・本項一部改正）

第１１　報告

署長は、探偵業者又は探偵業者従業員の犯罪又は特異事案を認知したときは、速やかに、探偵業者等に関する犯罪等の報告（様式第２４号）により、生活保安課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

（平２７本部内訓６・本項一部改正）

第１２　関係書類の保存

１　生活安全部生活保安課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
探偵業行政処分該当事案管理簿	探偵業行政処分該当事案管理簿	長期
探偵業台帳（副本）	探偵業管理票	継（１年）
	探偵業開始届出書（写し）	
	届出添付書類（写し）	
	探偵業変更届出書（写し）	

	探偵業届出証明書（写し）	
探偵業身分証明書交付簿	探偵業身分証明書交付簿	
探偵業身分証明書管理簿	探偵業身分証明書管理簿	
探偵業行政処分台帳	探偵業行政処分上申書類	３年
探偵業廃止台帳（副本）	探偵業廃止届出書（写し）	１年
	探偵業台帳（副本）	
探偵業届出証明書再交付台帳（副本）	探偵業届出証明書再交付申請書（写し）	
	探偵業届出証明書（写し）	
探偵業届出証明書返納台帳（副本）	探偵業届出証明書返納届出書（写し）	
	探偵業届出証明書（写し）	
	探偵業台帳（副本）	

２　警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
探偵業届出等受理・手数料徴収簿	探偵業届出等受理・手数料徴収簿	長期
探偵業行政処分上申管理簿	探偵業行政処分上申管理簿	
探偵業台帳（正本）	探偵業管理票	継（１年）
	探偵業開始届出書	
	届出添付書類	
	身上調査関係書類	
	探偵業変更届出書	
	探偵業届出証明書（写し）	
	受領書	
探偵業身分証明書管理簿	探偵業身分証明書管理簿	
探偵業届出証明書受払簿	探偵業届出証明書受払簿	
探偵業廃止台帳（正本）	探偵業廃止届出書	１年
	探偵業届出証明書	
	探偵業台帳（正本）	
探偵業届出証明書再交付台帳（正本）	探偵業届出証明書再交付申請書	
	探偵業届出証明書（写し）	
探偵業届出証明書返納台帳（正本）	探偵業届出証明書返納届出書	

	探偵業届出証明書	
	探偵業台帳（正本）	

（平２７本部内訓６・本項一部改正）